

令和8年度 等級格付・発注標準表

業種	等級	総合評点	予定価格
土木工事	A 1	1 2 0 0 以上	6 億円以上
	A 2	1 0 1 0 以上 1 1 9 9 以下	2 億円以上 6 億円未満
	B	7 7 0 以上 1 0 0 9 以下	9 千万円以上 2 億円未満 (注 1)
			2 千万円以上 9 千万円未満 (注 2)
	C	6 7 0 以上 7 6 9 以下	2 千万円以上 9 千万円未満
	D	6 6 9 以下	2 千万円未満
建築工事	A 1	1 2 0 0 以上	9 億円以上
	A 2	1 0 1 0 以上 1 1 9 9 以下	3 億円以上 9 億円未満
	B	7 7 0 以上 1 0 0 9 以下	9 千万円以上 3 億円未満 (注 1)
			3 千万円以上 9 千万円未満 (注 2)
	C	6 9 0 以上 7 6 9 以下	3 千万円以上 9 千万円未満
	D	6 8 9 以下	3 千万円未満
電気工事	A	1 1 0 0 以上	3 億円以上
	B	7 5 0 以上 1 0 9 9 以下	3 千万円以上 3 億円未満 (注 3)
	C	7 4 9 以下	3 千万円未満
管工事	A	1 1 0 0 以上	3 億円以上
	B	7 5 0 以上 1 0 9 9 以下	3 千万円以上 3 億円未満 (注 3)
	C	7 4 9 以下	3 千万円未満
舗装工事	A	7 5 0 以上	3 千万円以上 (注 3)
	B	7 4 9 以下	3 千万円未満
造園工事	A	6 7 0 以上	2 千万円以上 (注 3)
	B	6 6 9 以下	2 千万円未満
水道施設工事	A	7 0 0 以上	3 千万円以上 (注 3)
	B	6 9 9 以下	3 千万円未満

- (注 1) 特定建設業の許可を有する者で監理技術者資格者証を有する監理技術者を雇用しているものについて適用する。
(注 2) 特定建設業の許可を有する者で監理技術者資格者証を有する監理技術者を雇用していないもの又は一般建設業の許可を有する者について適用する。
(注 3) 特定建設業の許可を有する者で監理技術者資格者証を有する監理技術者を雇用していないもの又は一般建設業の許可を有する者については、予定価格をそれぞれの等級に定める下限の額以上 9 千万円未満とする。

※ 緊急工事、特別な技術又は機械器具を必要とする工事、単価契約による工事等は上表に該当しない場合があります。

(参考)

総合評点 = 客観点 + 主観点

客観点 = 経営事項審査の結果に係る業種ごとの総合評定値 (P)

主観点 = 工事成績による点数 + 防災協定締結による点数 + 地元要素による点数

工事成績による点数 : 工事成績評点の平均点に応じ - 4 0 点 ~ 1 2 0 点

防災協定締結による点数 : 本市と防災活動に関する協定を締結している場合 2 0 点

地元要素による点数 : 次に掲げる条件を満たす場合 1 0 0 点 ~ 2 4 0 点

・市内業者 (1 0 0 点)

・市内業者で特定建設業の許可を有する場合は監理技術者資格者証を有する監理技術者の雇用人数に応じ (1 0 点 ~ 5 0 点)

・市内業者で ISO 9 0 0 0 シリーズ又は ISO 1 4 0 0 1 のいずれかを取得している場合 (5 0 点)

・市内業者で ISO 9 0 0 0 シリーズ及び ISO 1 4 0 0 1 の両方を取得している場合 (7 0 点)

・市内業者で法定雇用障害者数以上の数の障害者である労働者を常時雇用している場合 (1 0 点)

・市内業者で建設業労働災害防止協会に加入している場合 (1 0 点)